

平成29年1月5日

玉名市長 高寄 哲哉 様

玉名市情報公開審査会

会長 野崎 和義

公文書の不開示決定に関する異議申立てについて（答申）

平成27年6月5日付け玉市総第121-1号情報公開審査諮問書にて諮問されたことについて、次のとおり答申する。

## 1 審査会の結論

玉名市長（以下「実施機関」という。）が平成27年4月27日付け玉市総第52-2号で行った不開示決定は、妥当である。

## 2 異議申立人の主張の要旨

### (1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、異議申立てに係る処分を取り消し、対象文書の全部を開示するよう求めるものである。

### (2) 異議申立ての理由

異議申立人は保管中の文書の中に開示されていない文書があると認められるとし、異議申立書、意見書、口頭意見陳述及び上申書で理由を述べるが、その主張している異議申立ての主たる理由は、次のように要約される。

#### ア 開示されていないと考えられる公文書

(ア) 平成25年2月22日、当時総務課行政係長が当時管財課担当者にメールの標題を「情報公開様式」としてメール送信した公文書開示請求処理票及び同送付書

(イ) 平成25年2月25日、当時、総務課行政係長が管財課担当者及び当時土木課担当者に送信したメールの標題を「情報公開部分開示決定通知書」とされた文書及び同送付書

#### イ 上記アの文書が存在すると考えられる根拠

上記アの文書は、管財課担当者から異議申立人に対し、平成25年9月4

日付け玉市管第113号、標題を「情報の提供について(送付)」として送付されているが、この文書に添付されている公開窓口担当者から関係所管課担当者に送付された文書の内容等によると、前記アの文書が総務課に存在していると考えられる。

### 3 実施機関の説明の要旨

実施機関からの意見書の要旨は、本件異議申立ての棄却を求めるもので、その理由は、次のとおりである。

異議申立人が開示されていないと主張するメールの送受信に関する送付書及び添付ファイル(以下「送付書等」という。)に係る電磁的記録(以下「本件記録」という。)については、期日は定かではないが、平成25年8月6日以前に削除している。また、本件記録については、紙に出力した記憶がないと思うところであり、送付書等については、平成27年4月13日に異議申立人が公文書開示請求を行った時点において、所管課としては保有しておらず、異議申立人が主張する送付書等は存在しない。

### 4 審査会の判断

(1) 申立人は、意見書、口頭意見陳述、上申書を通じて実施機関における情報公開の事務処理手続に不適正さがあるとし、一貫して論難している。

本来、実施機関としてはその事務処理手続の適否等につき、疑義を差し挟まれないよう適正な事務処理に努めなければならないことは当然のことであり、その意味では、申立人が疑義を指摘するその心情には汲むべきものもみられるが、そこに指摘されている事務処理手続の適否等に関する事項は、本来、実施機関に対して要請すべき問題であるから、当審査会の判断にはなじまないものである。

そこで、当審査会としては事務処理手続の適否等の判断は控えるものとし、開示の請求があった文書について、開示の当否それ自体を以下に検討する。

(2) 異議申立人が開示されていない旨主張する本件記録は、実施機関の担当者間のメールの送受信記録であるところ、実施機関によれば、平成25年8月6日以前に削除しているとのことである。その理由として電子メールボックスの容量に限度があるため、実施機関では情報システム責任者が定めた電子メールボックスの容量の上限に従い、各職員が当該容量を確保するため適宜送受信メールを削除しているとのことであり、このことは、実施機関が提出した資料により当審査会においても確認したところである。

そうであれば、本件記録について、平成25年8月6日以前に削除している

との実施機関の主張には十分合理性がある。

また、実施機関は、本件記録は紙に出力しておらず、保有していないとしているが、この点の実施機関の主張にも不合理な点は認められない。

よって、異議申立人が公文書開示請求を行った時点において、異議申立人が開示されていないと主張する本件記録は存在しないと認められ、実施機関が本件記録を保有しているとの異議申立人の主張には理由がない。

以上のことから、本件請求に対する未開示文書は存在せず、実施機関が平成27年4月27日付け玉市総第52-2号で行った不開示決定は、妥当である。

玉名市情報公開審査会

会長 野崎 和義

委員 坂本 秀道

委員 木村 總子

委員 田中 智恵美